

～ 子どもの育ちを応援 ～

こども誰でも通園制度が始まります

令和8年4月から『こども誰でも通園制度』が開始されます。この制度は、子どもの育ちを支援することを目的として、在宅で子育てをしている世帯の子どもの対象に、就労要件を問わず、月一定時間まで認定こども園等を利用できる制度です。

利用するためには町の認定が必要となりますので、下記の『利用までの流れ』を参考に、利用認定に必要な手続きをしてください。

【対象児童】：0歳6か月から満3歳になるまでの児童

（※認定こども園等の施設に通っていないこと）

【利用時間】：月10時間

※前月の余り時間を翌月に繰り越す、翌月分を繰り上げて利用することはできません。

【利用料金】：1時間300円（※減免制度あり）

～ 利用までの流れ ～

- ① こども課窓口で利用認定の申請
- ② こども課から利用認定通知書を発送(申請から2週間程度)
- ③ 地域子育て支援センターひだまりへ事前面談の予約
- ④ 面談後、利用予約をおこなう
- ⑤ 利用開始

【本制度についての問い合わせ先】

こども課 TEL22-1122

【制度の利用申し込み先】

地域子育て支援センターひだまり TEL32-6479

